

[事案 2022-331] 重大疾病保険金支払請求

・令和5年12月27日 裁定打切り

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、重大疾病保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年10月に脳卒中を発症し、神経学的後遺症が継続していることから、平成8年4月に契約した特定疾病保障保険にもとづき、重大疾病保険金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、脳卒中を発症後、言語障害や運動失調、麻痺等の後遺症が継続しており、医師も後遺症ありとの診断をしているので、重大疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約における重大疾病保険金の支払事由は、「言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が、60日以上継続したと、医師によって診断されること」であるが、医師は、申立人の症状につき「他覚的所見があるとは言えない」と回答していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は本件申立と同一の紛争について、裁判所に訴訟を提起していたが、裁定手続中、最高裁判所が上告不受理決定をしたことにより、第一審判決が確定したことから、裁定手続を打ち切ることとした。